

黒塗りじゃわかりません！ 何も隠さず全開示を！！

判決 2017年5月19日(金)13時25分

803号法廷(東京地裁8階)に集まろう！

<第5回 口頭弁論報告>

2017年3月3日、第5回口頭弁論がありました。ご支援をありがとうございました！！
次回はよいよ判決です。

被告の東京都は、医師や看護師など病院職員の氏名を非開示にしている理由について、

- ・ 緊急措置入院患者への対応に当たっては、『精神疾患に伴う症状により』、自傷他害を及ぼすおそれがあると認められることから、名札を着けていない。
- ・ どの指定医が措置診察又は緊急措置診察を行ったかについて、患者本人に明らかにすべきとする規定はなく、またこれを明らかにする慣行も存在しない。

などで、例外的に知らせることはない、と主張しました。

裁判が始まった頃、被告は「患者本人が精神障害者であり、かつ、放置すれば自傷他害のおそれがあると認められる場合」などと答弁書で述べていましたが、今回は「精神疾患に伴う症状としての自傷他害行為を行うおそれに着目した対応であって、障害を理由とするものではない」と言いかえてきました。

裁判官は、大体双方の主張は出揃ったと思うので、次回は判決としたいと述べ、Aさんは、反論しようと思えばいくつもあるが、これまでの書面で述べているので裁判官にお任せしたいと述べて、5月の判決を待つことになりました。

突然倒れて意識がないまま入院しても、退院後に本人が医師名を知ろうとすれば、精神科以外なら当たり前ができるでしょう。この違いが差別でないなら何なのでしょう。Aさんは退院後も不条理な「おそれ」に苦しめられています。権利の回復につながる判決を期待しています。

Aさんも取材されました！ NHK ハートネット TV

■相模原事件を受けて、精神医療は今(1)「措置入院」退院後の支援

2017年4月4日(火)20時～ (再放送:4月11日(火)13時05分～)

■相模原事件を受けて、精神医療は今(2) 海外の事例「オープンダイアログ」

2017年4月5日(水)20時～ (再放送:4月12日(水)13時05分～)

【背景】(* 以下【背景】とAさんからみなさんへのメッセージは、前回のリーフレットと同じ内容です)

Aさんは子どもの頃から家族による精神的、身体的な虐待を受けてきました。Aさんが家庭内の嘘や問題を明らかにしようとするたびに、家族は精神科医と結託して精神疾患に結び付け、本人に内緒で薬をジュースに混ぜる、関係者と口裏を合わせて騙す、事実を黙らせるなどの対応をし続けました。

措置入院の少し前には、家族はAさんについて「治安を乱さないように、しかるべき対応を講じるべきだというアドバイスを医師から受けている」ということを親戚へ話していました。措置入院はその延長上にあると思われます。事実関係の確認は、Aさんの生活に欠かせない重要な事柄であり、権利です。

Aさんは、措置入院決定後、54日間入院した民間の病院に対しても診療録の開示請求を行い、そこでは医師等の職員名を含むすべてが開示されています。その診療録や、普段通院している病院の診断書も証拠として提出しました。また、開示に同意する旨の、家族の同意書も提出し「かようなおそれはない」と主張して、2016年6月、一部非開示決定の取消しを求めて提訴しました。

これまでの間、東京都は条例を繰り返し述べるだけで、なぜ一部非開示なのかの説明をしていません。合理的な理由がないまま、安易かつ差別的に開示を拒むことは許されません。みなさまの関心が大きな力になります。ぜひ支援の傍聴をお願いいたします。

判決

2017年5月19日(金) 東京地方裁判所 803号法廷

~~~~~ Aさんからみなさんへ メッセージ ~~~~~

私の身に起きた出来事は、そもそも、当初から現在に至るまで、家族や他人(医療者等を含む)と私の中で起きた問題です。関係者の都合等で、事実を歪め、本来あるべき問題の解決から遠ざけ、そのことで苦しんで身動きが取れない状態像だけを切り取り、診断名をつけて投薬ないし拘禁することまで、現在でも医学とされたり、当然の医療とされたりしています。福祉サービスやピアなど、医療と隣接する領域も、結局は、おおむねそうした考え方を前提とするものです。今までどこで何をやっても、人間的で本来的な解決の道を歪められ、何もかもが、ますますややこしくこじれるばかりでした。本当に余りにもでたらめすぎます。こんなでたらめが、いつまでまかり通るのでしょうか？世の中はいつまで是認し続けるのでしょうか？30年前、自ら精神科を受診してしまっ以来、医療の名の下、あまりにも歪められた渦中におかれ続け、私はその歪みの圧力に対して持ち堪えるのが精いっぱい、生きた心地がしたことはありません。その渦中から、本当の意味の脱出をしようと私は思っています。どうかご支援をよろしくお願いいたします。

発行 DPI 障害者権利擁護センター

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-11-8 武蔵野ビル5階

電話 03-5282-3137、FAX 03-5282-0017

e-mail kenriyogo@dpi-japan.org

お問い合わせ 担当:西田(ニシダ)